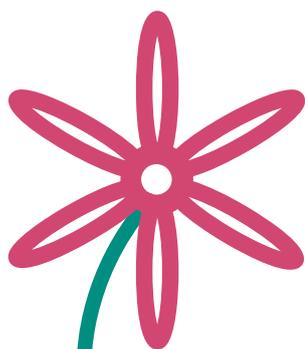


コミュニティバンク せんぽくの現況

2020 ディスクロージャー



仙北信用組合

Community Bank

せんぽく

ごあいさつ

理事長 秋山 保茂



皆さまには、平素より仙北信用組合に対しまして、格別なるお引立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、今般、令和元年度の当組合の業績や事業内容を皆さまにご報告するため「コミュニティバンクせんぼくの現況2020ディスクロージャー」を作成いたしました。冊子を通じて当組合へのご理解を深めていただければ幸甚に存じます。

当組合は地域の皆さま方と共に歩む信用組合として一層の良質の金融サービスの提供に努め、円滑な資金供給を通じて地域への貢献を目指す所存でございます。

そのために、お取引先皆さまとのふれあいを大切に信頼関係を築くことを重視し、お取引先に対する真のサービス内容を見出していく考えでおります。

そして何よりも組合員の皆さまとは単なる“金融機関とお客さま”の関係ではなく“共に創り共に運営する真の意味での信用協同組合”としてより盤石な組織としていくことを目指します。

また、当組合内部においては、職員との対話を増やし理解し合うことで明るく働き甲斐のある、より強固な組織作りを行ってまいります。

令和2年度においても厳しい経済環境が続きますが、当組合役職員が一体となり地域の皆さまのお役に立てるよう努めてまいりますので、皆さまにおかれましては引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月



経営理念

私たちは、地域の個人と事業者が生き生きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化を実現するための『サポート集団』であり続けることを目指します。

経営基本方針

- ◇ 地域経済への貢献
 - 円滑な資金供与の推進
 - ・ 金融仲介機能の発揮
 - ・ 中小企業分野における積極的な企業支援
 - ・ 地域社会との連携
- ◇ 持続可能なビジネスモデルの構築
 - 本業業務に徹した営業展開
 - 預貸取引シェアの拡大による収益獲得機会の開拓
 - 資金ニーズの把握と多面的な金融サービスの提供
 - 不良債権の回収促進
- ◇ 人材育成の強化
 - 地域経済への貢献につながる人材の育成
 - ・ 役職員自らの自己啓発
 - ・ 計画的な教育訓練の実施

事業概況

令和元年度の業績について

● 事業概要

令和元年度は、収益基盤の再構築を実現するために、収益力の早期かつ抜本改善に向けた対応策とした店舗統廃合や本部組織のスリム化、人員削減も含む経費削減を実施してまいりました。

営業推進面においては、中小企業向け融資や個人ローン、さらには若手経営者の会の活性化などを展開した結果、貸出金残高は、前期比1,893百万円増加の27,922百万円となり、貸出金利息収入は、二期増収の前期比17百万円増加の554百万円を計上するに至り、収益基盤の再構築に向けた地固めになったものと評価しております。

尚、本業収益の基準となるコア業務純益についても赤字から19百万円の黒字計上と改善しております。

一方、有価証券は、保有する日本株ETFを相場回復時に全銘柄を売却したことにより評価損すべてを解消しております。また、不良債権の発生防止としても適切な与信審査やモニタリング等を強化し、損失リスクの未然防止に努めました。

この結果、当期純利益計画▲11百万円に対し、計画内に収まる実績▲9百万円となったことは、赤字決算ながら業務運営がほぼ計画通りに進捗した結果と評価しております。

● 金融経済環境

我が国経済は、海外経済の減速の影響は残るものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しております。しかし、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響が懸念されてお

ます。こうしたなか、新型コロナウイルスの感染長期化による中国経済の下振れとサプライチェーンへの影響、米通商政策によるグローバル経済の下振れ、景気悪化に伴うデフォルトの多発など、先行きに対する不透明感が高まる状況となっております。

一方、中小・小規模事業者は、消費税引き上げの影響、人件費の上昇や人手不足の深刻化の影響に加え、新たな新型コロナウイルスの感染拡大の影響が懸念され、地域経済の停滞や景況の悪化を招くことが見込まれます。

金融環境は、超低金利の長期化に加え、人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因により、引き続き厳しい状況が続いております。

また、デジタル化の進展により、フィンテック企業などの新たな事業者の金融ビジネスへの新規参入等により、個々の利用者のニーズに即した金融サービスの提供が拡大しております。なかでも消費税引き上げに伴うキャッシュレス決済手段によるポイント還元の実施を契機としたキャッシュレス化の動きが加速しており、金融サービスのあり方が大きく変化しております。

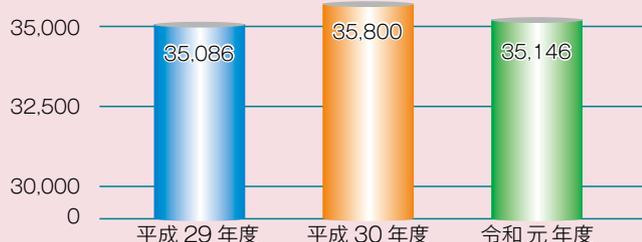
● 事業の展望

当組合は、本業業務に徹した営業展開を中心に金融仲介機能を持続的に発揮し、地域経済への貢献を通じて、安定した収益と将来にわたる健全性を確保する考えであります。

尚、現下の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う、事業者の資金繰り支援については、融資相談窓口の設置や緊急融資制度の積極的な実施、更には県融資制度や信用保証協会によるセーフティネット保証の活用など、事業者の資金繰り支援に迅速かつ適切に対応してまいります。

預金残高

単位：百万円



貸出金残高

単位：百万円



「地域密着型金融」および「中小企業・小規模事業者に対する経営支援」への取組み状況について

I. 地域密着型金融の取組方針

当組合は、地域に根ざした協同組織の金融機関として常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小企業・小規模事業者ならびにお勤めの方々が活き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化に貢献する事を経営理念としております。その為には、お客様との繋がり(コミュニケーション)が重要であるとの考えから、地域との連携を基礎とした「サポート集団」として金融仲介機能の発揮に注力している所であります。また、地方公共団体を始め、地域金融機関や各種団体との連携態勢も整えており、今後も地元企業に対する経営支援に積極的に取組んでまいります。

II. 中小企業・小規模事業者への経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域密着型金融」および「金融円滑化」に関する取組方針を積極的に推進しております。平成24年11月には「中小企業経営力強化支援法」に基づき経営革新等支援機関(認定支援機関)として認定を受け、創業・新規事業や経営改善・事業再生、経営革新などお客様の経営課題に対する支援、又は地域経済の活性化に資する事業活動への支援といたしまして外部専門家や外部機関などの知見や機能を積極的に活用してまいりました。今後も、中小企業・小規模事業者および地域経済の発展に貢献すべく、地域社会との連携を基礎とし各ライフステージ(創業・新事業開拓支援や成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換支援など)に応じて抱えているさまざまな経営課題や金融ニーズなどに対して積極的かつきめ細やかな対応に取り組んでまいります。

III. 中小企業・小規模事業者への経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・小規模事業者への経営支援として、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣事業)など各種事業への参加や外部機関との連携により経営課題の解決に向けた取組みを推進する他、当組合と顧問契約の中小企業診断士による経営相談や当組合独自の企業分析により経営支援に向けた提案型営業を展開するなど事業者支援に向け態勢整備を行っております。

1. 【各種補助金の事業計画策定支援】

認定支援機関として、事業者に対する経営支援はもとより、成長戦略の一環でもある各種補助金の利用促進ならびにつなぎ融資や必要資金について積極的に対応しております。

2. 【中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣事業)の積極的活用】

地域の認定支援機関(ネットワーク構築)によるコンサルティング機能発揮の一環として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」である専門家派遣事業「ミラサポ」や創業から安定までワンストップで経営支援を行う「よろず支援拠点(あらゆる経営相談に応じる)」を活用し、お客様が抱えている経営課題や問題の解決、経営改善計画等の策定支援を行っております。

3. 【個人や事業者の再生に向けた外部機関との連携】

東日本大震災の影響を受け、個人再生や事業再生を必要とするお客様に対し、個人版私的整理ガイドラインの活用や中小企業再生支援協議会による再生支援および宮城産業復興機構や東日本大震災事業者再生支援機構など外部機関の機能を活用し積極的に経営支援へ取組んでおります。

4. 【その他経営課題解決に向けての提案】

中小企業・小規模事業者のライフステージ(発展や成長の各段階)で異なる経営課題に対し専門家派遣や外部機関の活用によるコンサルティング機能を発揮する他、各種制度のノウハウを蓄積し適切な助言や解決策の提案に取組んでおります。

(1) 「経営サポート会議」の活用

「中小企業支援ネットワーク」における「経営サポート会議」を活用し、経営改善や再生への取組について各金融機関の目線を揃え、経営改善計画を策定していく過程において複数の金融機関との調整を図るなど関係者が迅速に事業者の支援に向けた方向性について意見交換を行っております。

(2) 「経営改善支援センター」の活用

外部専門家(認定支援機関)の支援を受けつつ、経営改善計画を策定する中小企業・小規模事業者に対して「経営改善支援センター」を活用し、計画策定するための費用の3分の2を支援する助成金を推進しております。

(3) 「事業承継ネットワーク」「事業引継ぎ支援センター」の活用

事業承継は企業を存続・発展させるための重要な経営課題と位置付け、企業が抱える事業承継にかかる千差万別な悩みに対し「事業承継ネットワーク」「事業引継ぎ支援センター」を活用し、事業承継支援を行っております。

IV. 令和元年度の経営支援に関する取組み状況

1. ライフステージに応じた経営支援に関する取組み状況

(1) 創業・新規事業開拓の支援

「これまでの経験や知識を活かし新規事業として独立開業する顧客」や「老朽化した物件購入により地域活性化に向けた遊休不動産の活用に取組もうとする顧客」、「賃貸住宅など需要の高まりを受けたことから、アパート経営に取り組もうとする顧客」に対して、事業計画書の策定支援や助言、金融支援を積極的に実施してまいりました。

■ 創業・新規事業開拓の支援実績

	件数	金額
元年度	11件	266百万円

(2) 成長段階における支援

事業の拡大と作業の効率化、財務内容の改善を目的とした設備の充実や経費削減に対し、補助金・助成金活用の提案および設備資金、借換資金など金融支援の実施に加え、担保や保証人に過度に依存しない融資取組による金融の円滑化に努めてまいりました。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

【中小企業診断士等からの助言・提案の活用(第三者の知見の活用)による支援】

経営改善・事業再生等に取り組む事業者で、経営課題の解決や自ら経営改善計画等の策定が困難とする先に対し、コンサルティング機能の発揮として当組合と顧問契約している中小企業診断士派遣による経営相談や中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業である「ミラサポ」や「よろず支援拠点」の専門家派遣事業により外部専門家の知見を活用し「財務分析による事業計画の策定」・「SWOT分析による5ヵ年利益計画の策定」などの支援を行ってまいりました。

■ 専門派遣の取組状況

	相談件数	派遣件数	派遣回数
元年度	13 件	14 件	20 回

【外部機関活用による事業再生支援】

売上高減少し財務内容が悪化するも、多額な負債の軽減や経営改善により事業再生が可能な取引先に対しては、数回に渡り外部専門家を派遣する他、各復興支援機関など外部機関や認定支援機関(金融機関除く)による経営改善支援センターの機能を活用し、事業再生支援に向けて取組みました。

■ 外部機関(復興支援機関)活用による事業再生支援の取組み状況
()内の計数は、これまでの累計

元年度	認定支援機関(金融機関除く)	中小企業再生支援協議会
	2 件 (8 件)	2 件 (7 件)
	宮城県産業復興機構	東日本大震災事業者再生支援機構
	0 件 (4 件)	0 件 (3 件)

(4) 事業承継の支援

地域の少子高齢化を背景に中小企業・小規模事業者の高齢化も進み、後継者問題を抱えるなどの事業者が増加傾向にあります。事業承継に関する経営課題の解決に向けた取組みとして公的支援機関(よろず支援拠点・宮城県事業承継ネットワーク事務局・事業継ぎ支援センター・中小企業再生支援協議会)の活用による専門的な指導や解決策の提案、助言など相談に応じてまいりました。また、平成30年11月より宮城県内3信用組合と日本政策金融公庫3支店の協調融資商品である事業承継ローン「つなぐチカラ」の取扱いを開始し、事業承継に課題を抱える方へのサポート体制を整えております。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する取組状況

(1) 融資相談窓口の設置

令和2年3月より、直接的・間接的に影響を受けられた中小企業・小規模事業者の各種相談・要望を支援するため、「新型コロナウイルス融資相談窓口」を全ての営業店舗に設置しました。

(2) 事業者に対する資金繰り支援

事業者との丁寧な対話により影響や業況を調査・確認し、資金繰りに重大な支障が生じることがないように新規融資や元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更など、実情に応じて柔軟に対応してまいりました。また、新規融資や条件変更などの申出を受けた場合、事業者から不必要に多大な書類等を徴求しないよう留意し、取り組んでまいりました。

■ 支援実績

元年度	相談件数	実行件数/金額	
		新規融資	条件変更
	73 件	8 件/81百万円	4 件/36百万円

3. 地域活性化に関する取組み状況

経営課題を抱える事業者に対し、東北経済産業局の委託業務にかかる支援機関として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により専門的知識を有する専門家派遣や震災復興機関など外部機関の活用により経営改善・事業再生や経営革新などに向けた取組みに対して積極的に経営支援を行ってまいりました。また、東日本大震災後、賃貸住宅に対する資金需要の高まりを受けたことから「せんぽくアパートローン」を推進する他、成長分野である再生可能エネルギー(太陽光発電設備)への金融

支援など積極的に取組んでまいりました。

このように外部専門家、外部機関の知見や機能を積極的に活用する他、地域の特性や特徴を踏まえた金融支援や事業者が抱える課題に対する解決策の提案など金融仲介機能発揮による継続した経営支援が地域全体の活性化に繋がっていくものと考えており、今後も地域経済への貢献に向け取組んでまいります。

V. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からのお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適正な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

項目	平成30年度	令和元年度
新規に無保証で融資した件数	15 件	22 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	3.57%	5.80%
保証契約を解除した件数	0 件	0 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0 件	0 件

VI. 課題と今後の対応

【地域内景況感における中小企業者の経営基盤強化支援および相談業務の取組強化】

地域経済情勢としては、急速な少子高齢化による人口減少を背景として過疎化が進行する中、個人経営の商店数減少や企業の閉鎖・廃業などによる事業所数の減少から基幹産業の衰退・低迷、中心市街地の更なる空洞化が進行しており、経済活動も縮小傾向にあります。

当組合としては、こうした地域内景況感を踏まえ、地域密着型金融として地域の中小企業者・小規模事業者および個人のお客様に対して、自治体や他金融機関、外部専門家、外部機関との連携を図りながら地域活性化に向けた取組みを実施するなど、金融仲介機能の発揮に努め、適切かつ積極的に経営支援に貢献しなければならないと考えており、尚一層、相談業務の強化に取り組んでまいります。

第2回栗原地区・若手経営者の会 情報交換会開催



本店エリア「いちばん会」、築館支店エリア「SK会」、栗駒支店エリア「KBC」の若手経営者の皆さまを対象として、当組合顧問契約の中小企業診断士による研修会を開催しました。「成長している企業の特徴」というテーマで学んだあとは懇親会にて活発な情報交換が行われました。

地域の皆さまとのふれあい

● 地域貢献

毎年9月に「しんくみの日」週間を設け、令和元年度は以下の取組みを実施しました。

寄附金贈呈(栗原市長へ)



宮城県信用組合協会並びに当組合より「しんくみピーターバンカード」の利用額の一部と、当組合からの寄付金合計20万円を「栗原市立はげまし学園」に贈呈しました。

献 血



献血運動を実施し、お客様、職員合わせて55名の方にご協力いただきました。

地元中学校および高等学校の職場体験受入れ



中学校1校より2名、高等学校1校より1名を受け入れ、営業店にて職場体験学習を行いました。

ベガルタ仙台サッカースクール栗原校への協賛



ベガルタ仙台主催による栗原市で開催されるサッカー教室へ協賛しております。サッカーを通じ地域の子供たちの健全な育成に貢献してまいります。

ツール・ド・いちほさま2019



宮城県栗原市一迫地区を起点に市内の自然豊かなコースを巡るサイクルイベントが開催され、多くの方で賑わいました。

「せんぼく杯パークゴルフコンペ」開催



栗原市パークゴルフ協会主催による第17回「せんぼく杯パークゴルフコンペ」を令和元年11月に開催しました。

事業承継無料相談会(栗原地区)



宮城県事業承継ネットワークの専門家と連携し、栗原地区および登米地区のお客様を対象とした事業承継無料相談会を令和元年10月に開催しました。

事業承継無料相談会(登米地区)



●地域行事への参加

各地で開催されたお祭り等の地域行事に積極的に参加しました。

1. 津島神社どんと祭裸参り (1月)
2. 佐沼夏まつり (7月)
3. くりこま山車まつり (7月)
4. 若柳夏まつり流灯花火大会 (8月)
5. 薬師まつり (11月)
6. なかだの秋まつり (11月)



佐沼夏まつり



くりこま山車まつり



薬師まつり(築館)



なかだの秋まつり



津島神社どんと祭裸参り

●ネットワークとの連携

株式会社TKCとの覚書締結



株式会社TKCと中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結し、TKC会員の税理士・会計士と共同して地域社会の発展に寄与するための取組みを開始しました。

●せんぽく友の会の活動



令和元年6月「秋田県大湯温泉」にて第15回せんぽく友の会総会を開催しました。また、支部活動としても右記のとおり開催し親睦を深めました。



- ・若柳支部 岩手県花巻温泉 親睦旅行
- ・築館支部 宮城県鳴子温泉 親睦旅行
- ・迫支部 宮城県鳴子温泉 親睦旅行
- ・栗駒支部 宮城県栗駒温泉 親睦旅行

コンプライアンス体制 (法令遵守)

信用組合の生命というべき信用とその公共的使命・社会的責任を常に念頭に置き、法令等の遵守と当組合の経営理念を実現するために自己の責任において「行動綱領」に基づいて地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とします。

当組合では、コンプライアンス(法令遵守)を経営の最重要課題に位置付け、コンプライアンス統括部署に監査課を事務局に据えコンプライアンス委員会を設立いたしております。コンプライアンス委員会の委員長を理事長とし、本部においては監査課長、営業店においては次席者をコンプライアンス担当責任者に任命して、コンプライアンス体制の整備を図っています。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言をいつでも受けられる体制を整備しております。

また、コンプライアンスへの取組みの基本方針に基づくコンプライアンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムを適宜に見直し、

それに則って四半期ごとに本部・営業店でコンプライアンス研修会を実施し、常にコンプライアンス情報、指導等を行い、四半期毎に本部・営業店における法令遵守状況、自己申告チェックリスト等をチェックして監査課および理事長に報告しております。

今後におきましても、コンプライアンス担当責任者への教育、研修会等を強化するとともに役職員にコンプライアンスオフィサー認定資格を奨励し、取得してまいります。

さらにコンプライアンスに対する意識の向上と具体的な行動を徹底し、各種規定、事務取扱要領等の制定・見直しを行い、内部管理体制やチェック機能の整備に取組み法令違反の発生防止を図り、地域の皆さまに安心してお取引していただける金融機関を目指してまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

〈苦情処理措置〉

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査課にお申し出ください。

【仙北信用組合監査課】 連絡先 0228-32-3014

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】<http://www.senpoku.shinkumi.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

【一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所】

電話：03-3286-2648

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話：0570-022808

〈紛争解決措置〉

【仙台弁護士会紛争解決支援センター】 電話：022-223-1005

【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031

【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588

【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249

左記の機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合監査課又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から左記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京の3弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用頂けます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

リスク管理態勢について

基本姿勢

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中、金融機関が直面するリスクも多様化、複雑化しています。よって、当組合では、これらのリスクを的確に捉え、経営体力に比して過大とならないよう適切に管理していくことが、「リスク管理態勢の充実」に繋がることと位置づけ、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

当組合は業務上、管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流

動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク)に区分し、それぞれのリスク管理主管部署が適切に管理するとともに、リスク管理統括部署が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安定した収益の確保に努めております。

区分	内容	管理方法	
信用リスク	信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴求が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。	当組合では貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、半期・年度での適時・適切な貸出資産の査定実施、担当部署による融資監査の実施等により信用リスクの管理を行っております。 また、組織面では、営業(営業推進)部門と融資(審査・管理)部門をそれぞれ独立させ、部門間における相互牽制を実施しております。 さらに、融資対象事案の事前貸出協議会の開催や、信用リスクの評価を反映した貸出先に対する「リレーションシップレコード」の作成による適時適切な業況把握等により、適正な貸出審査・中間管理体制の強化を行っております。 その上で、自己責任に基づく適正な資産査定を実施し、適切な償却・引当を行い、貸出資産の健全性確保及び不良債権の発生防止に努めております。	
市場リスク	市場リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。	当組合では変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況を把握するとともに変動するリスクの把握に努め、種類別や期間別に基準金利の設定等を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。 また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じてリスク管理委員会ならびに常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる体制を構築しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や風評等による予期せぬ資金の流失などにより、資金不足に陥るリスクのことで、	当組合では流動性管理として、日々の資金(定期性預金・流動性預金・現金・預け金・貸出金など)状況から市場流動性の状況を適切に把握していくとともに、即日資金化できる資産を確保しております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、	当組合では、事務処理にかかる内部事務規定等を整備し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客様に信頼していただけるよう努めております。 また、事務リスク管理については、内部事務規定等に基づき監査課が本支店に対し定期的に内部(臨店)監査・指導を実施する一方、本支店にも店内検査の定期的実施を義務づけるなど内部牽制の強化により、事故の発生防止に向け万全の体制を構築しております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことで、	コンピュータシステムは金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させていくこととして、当組合では、定期的にオンラインシステムの各種機器の点検を実施しております。また、当組合が加盟しているSKC(共同)センターは、システムの安全性や信頼性、遵守性を確保するためにシステムリスクに係る外部監査を導入し、システムの企画・開発管理、障害対策を含めた運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理などを推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期しております。
	法務リスク	法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生し、当組合の信用毀損や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことで、	当組合では、基本方針、経営理念、コンプライアンス・マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)態勢を整備し、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、当組合の損害の発生防止、極小化を図り、信用維持の確保に努めております。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関及び信用組合業界の動向に対する評判の悪化がお客様の信用不安を招き、当組合が影響を被るリスクのことで、	当組合では「地域になくしてはならない金融機関」とみなさまに感じていただけるよう、常日頃から役職員が、日常業務及び地域との関わりを通じ、お客様との強い信頼関係の構築に励んでおります。 さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当組合の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様の動向の変化にも注視するなど、モニタリングの実施にも力をいれております。そして当組合の評判に影響を及ぼすと思われる事項については情報を正確に把握、原因を究明し、迅速、的確に風評リスクを回避するための万全の方策を講じ、風評リスク管理体制を確立しております。

業務のご案内

主要な事業の内容

A 預金業務

- (イ) 預金・定期積金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金
取り扱っておりません。

B 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。

C 商品有価証券売買業務

取り扱っておりません。

D 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。

F 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G 社債受託及び登録業務

取り扱っておりません。

H 金融先物取引等の受託等業務

取り扱っておりません。

I 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 国債等の引受け及び引受国債等の募集の取扱業務
- (ニ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
- (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- (ト) 保護預り業務
- (チ) 損害保険及び生命保険の代理店業務
- (リ) 電子債権記録業に係る業務

主な預金商品のご案内

種類	内容と特徴	期間	お預け入れ額等	
当座預金	商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	日常の入出金をはじめ、給与、配当金、年金の自動受け取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	預金保険制度により、全額保護される預金です。お利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金、定期預金、定期積金を1冊の通帳にまとめ、受け取る、支払う、貯める、借りるが可能となる頼もしい口座です。	普通預金は出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1,000円以上の自動継続	
貯蓄預金	普通預金の手軽さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預け入れ金額に応じ金利が設定される便利でお得な預金です。	出し入れ自由	基準残高10万円以上	
定期預金	スーパー定期	まとまった資金をより有利に運用して頂けます。お預け入れ期間中の適用金利は満期日まで変わりませんので安心、確実です。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定型	1,000円以上(上限は原則として1,000万円未満)
	せんぽく年金定期「しあわせ500」	当組合を受取口座とした年金受給者を対象としてお利息は通常の定期預金より有利となっています。	1年満期日指定型	1,000円以上 500万円以下
定期積金	スーパー積金	貯めたい目的に向かって毎月積立ができます。夢の実現へ向けて計画的に貯蓄が可能です。	6ヶ月以上5年以内	掛込金額 1,000円以上

主な個人向けご融資・ローン等のご案内

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
自動貸越機能付き新カードローン「安心ぶらす」	普通預金にセットする当座貸越で、預金残高不足時に自動的に貸越となり、公共料金等の引き落としに大変便利です。	30万円、50万円、100万円、200万円、300万円の極度額。	1年。(自動更新)	元金：随時返済 お利息：元加方式
カーライフローン「スペシャル」	車両購入や車検費用、自動車関連用品購入資金の他、他金融機関のマイカー購入資金に関するローンの借換資金等にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下。但しWeb経由の申込みは500万円以内。※借換の場合は残高の範囲内。	10年以内。 ※元金据置期間を含みます。	元利均等返済
スーパーフリーローン「借得」	お使いみちはご自由で、手続きも簡単便利です。プランの実現にお気軽にご利用いただけます。	10万円以上1,000万円以下。(主婦・アルバイトは30万円以内。)但しWeb経由の申込みは500万円以内。	10年以内。	元利均等返済
カードローン「借得R」	お買いものやレジャー等のイザという時に大変便利なカードローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	30万円、50万円、100万円、150万円、200万円、250万円、300万円の極度額。	1年。(自動更新)	定額返済。 随時返済可

種 類	特徴・お使用みち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
スーパーフリーローン 「ガード」	お使用みちはご自由で、手続きも簡単便利です。 フリーローンとしてご利用いただけるほか、他金融機関 のお借入のおまとめなど幅広くご利用いただけます。	10万円以上 500万円以下。	10年以内。	元利均等返済
住まいるいちばん ネクストVⅡ	住宅の新築や増改築、住宅用土地、自己居住用中古物件 購入資金など最大で担保評価額の200%までご利用いた いただけます。	100万円以上 10,000万円以内。	2年以上 35年以内。	元利均等返済
せんぽく奨学ローン 「希望」	入学や授業料、生活費等の学資金にかかるローンです。 ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用 いただけます。	10万円以上 1,000万円以下。	15年以内。 ※借換による最長期間 は「15年—借換対象 の支払済期間」	元利均等返済
学資応援団 「チャンス」	極度型の教育ローンで借入期間、返済期間問わず随時返済 も可能と利便性の高い商品です。	100万円、150万円、 200万円、250万円、 300万円、350万円、 400万円、450万円、 500万円の極度額。	3年毎の自動更新とし 最終年齢は75歳。	極度額別元金定額払(利 息振替方式) ※卒業予定 年月日までは元金据置 可。元金の随時返済は 保証期間を通して可
シルバーライフローン	高齢者向けフリーローンで、健康で文化的な生活を営む ために必要な資金にご利用いただけます。	10万円以上 100万円以下。 ※前年度年収の50% 以内。	5年以内。	元利均等返済 (隔月返済可)
せんぽくおまとめ ローン「いがった」	他の金融機関で借入しているローン(住宅ローンおよび 事業性資金は除きます。)を一本にまとめることで月々の ご返済負担が軽減されます。	10万円以上1,000万 円以内 ※500万円 超は不動産担保での取 扱いとなります。	10年以内 ※不動産担保を設定す る場合は15年以内	元利均等返済
栗原市 のぞみローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除き ます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減さ れます。宮城県栗原市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内。	6ヶ月以上10年以内。 ※不動産担保を設定す る場合は20年以内	元利均等返済
とめ安心 サポートローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除き ます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減さ れます。宮城県登米市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内。	6ヶ月以上10年以内。 ※不動産担保を設定す る場合は20年以内	元利均等返済
「東日本大震災」 災害復旧ローン	被災した家具や家電製品、住宅の補修・修繕資金等の 復旧ローンです。災害の復旧を目的としており他商品に 比べ低金利にてご利用いただけます。	10万円以上500万円 以下。但しWeb経由の 申込みは300万円以 内。	8年以内。 ※元金据置最長1年間 を含みます	元利均等返済

主な事業者向けご融資のご案内

種 類	特徴・お使用みち	ご利用条件等	
一 般 資 金	仕入れ資金や諸経費支払等の運転資金、車両代替 や機械購入等の設備資金にご利用いただけます。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人	
せんぽく アパートローン	賃貸用のアパート・マンション・戸建ての新築や 建替え、土地及び中古賃貸物件購入資金や、これら に付随する諸費用(事務手数料、火災保険料、登記 費用)等にご利用いただけます。	当組合営業区域内にお住まいの個人の方 当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人 で同一事業を引き続き2年以上営んでいる中小企業者	
自動車販売業者専用当座貸越 「クイック」	当座貸越の特徴を活かし、オークション仕入れや修理 用品の購入、スタッドレスタイヤなど季節商品 仕入れ等などにタイムリーにご利用いただけます。	自動車販売(修理を含む)又は農業用機械販売(修理を含む)を主たる 業とし、業歴が3年以上の個人事業者または法人。 直近の決算に於いて2期連続して利益計上しており、且つ今期も 利益計上が見込まれる事業者。	
農業者ローン 「収穫返済」	種苗や肥料購入、仔牛の仕入れや飼料購入等の運転 資金、又は小規模の設備資金などにご利用いた できます。随時弁済の特徴を活かし収穫時期や出荷 時期に合わせてご返済が可能です。	農業を主たる業とし、業歴が3年以上の個人事業者または法人。 直近の決算に於いて利益計上しており、且つ今期も利益計上が見込 まれる事業者	
県制度保証	一 般 資 金	車両代替や機械購入等の設備資金、諸経費支払等 の運転資金にご利用いただけます。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人・ 組合で、次のいずれか資金を必要としている中小企業者 1 経営基盤、経営体質の改善を必要とする方 2 経済の変動等外部要因により経営が不安定化し本件融資により、 経営の安定が図れる方
	経営力強化 サポート資金	売上の減少等により経営改善が必要な中小企業者 で経営の安定を図るための資金です。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人・ 組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
	創業育成資金	新たに事業を始める、又は創業後5年未満の中小 企業者を支援する資金です。	当組合営業区域内で新たに事業を開始する方で、次のいずれかに該当する方 (1)創業等を行うとする方で一定の要件を満たす方(創業者) (2)創業後5年を経過していない方で一定の要件を満たす方(新規中小 企業者)
	新型コロナウイルス 感染症対応資金	新型コロナウイルス感染症の影響に起因し売上減少等 の影響を受けた事業者を支援する資金です。 利子および信用保証協会保証料の助成支援制度がご利 用いただけます。	所定の要件(商品により異なります)に該当し市町村の認定を受けた中小 企業者
市町村制度保証	栗原市中小企業 振興資金保証制度	栗原市との提携資金で車両代替や機械購入等の設備資 金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。 信用保証協会保証料は栗原市より全額補給されます。	法人にあっては栗原市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有し、個人 にあっては栗原市内に1年以上住所を有し、かつ、栗原市内において 同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者
	登米市中小企業 振興資金保証制度	登米市との提携資金で車両代替や機械購入等の設備資 金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。 信用保証協会保証料は登米市より全額補給されます。	登米市に居住し、かつ、登米市内で事業を営んでいる方

為替・収納業務のご案内

種類	内容
内 国 為 替	全国どこの金融機関へでもスピーディーにお振込が出来、どこからでも手形や小切手のお取立てができます。

窓口・販売業務のご案内

種類	内容
損 害 保 険	当組合の住宅ローンをご利用いただくお客様向けに、長期火災保険(しんくみ安心マイホーム)をお取り扱いしております。
個 人 年 金 保 険	老後の生活資金を確実にご準備いただける一時払いの保険や、月々一定の保険料を払い込みいただき、お受取り期間は5年、10年、15年をお選びいただける保険をお取り扱いしております。

各種サービスのご案内

種類	内容
キャッシュサービス	当組合の本支店はもちろん、日本全国の提携金融機関およびゆうちょ銀行やセブン銀行ATMで当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。土・日・祝日も現金のお引き出しやお預け入れができます。
ジェイデビットカード	ジェイデビットマークのある加盟店なら当組合のキャッシュカードがデビットカードとしてご利用いただけます。買物代金支払いの際、専用端末にカードを通して暗証番号を押すだけで預金口座から即日引き落としとなります。(手数料不要)
各種自動受取	給与・年金・配当金等が自動的にご指定の口座へ振込まれますので便利で安心です。
各種自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金のほか、税金・学校授業料・保険料・クレジットなどが自動的にご指定の口座から支払われますので便利で安心です。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをお預かりしご指定の預金口座に入金いたします。
インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネットバンキングやモバイルバンキングをお使いになれば、窓口に向かなくてもお振込や、口座の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。なお照会サービスは無料でご利用になれます。
でんさいネット	「でんさい」は手形に代わる新たな決済手段で電子記録債権の受取り、発生記録、譲渡記録がご利用できるサービスです。
しんくみお得ねっとサービス	全国各地にある信用組合の自動機(CD、ATM)を無料でご利用いただけるサービスです。(提携信用組合間のみ)
セブン銀行	全国のセブン・イレブンやイトーヨーカドーに設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」等がご利用いただけます。

付帯業務

種類	内容
債務の保証業務	
代理業務	全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫 等の代理貸付業務 (独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構 等の代理店業務
地方公共団体の公金取扱業務	
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	

しんくみWebローンサービス

当組合のホームページから、24時間ご希望のローン商品をお申込みできます。なお、ローンはFaxでもお申込みいただけます。

インターネット画面から をクリック!



お申込み手順

① 当組合ホームページのトップ画面よりご希望の商品ボタンをクリック。

② ご希望のローン商品のページが表示されます。

商品内容の詳細や諸費用、金利、ご返済目安及びご不明な点等がございましたら、下記ローン相談窓口またはお近くの店舗、営業担当者にご相談ください。

ローン相談窓口
フリーダイヤル **0120-32-3014**
受付時間 午前9時から午後5時まで

※留意事項

- ・このお申込みはローンの「仮審査申込み」です。
- ・お借入れの際は別途窓口で正式なお手続きが必要となります。
- ・審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合があります。

主な手数料のご案内

各手数料は10%の消費税を含んだ金額で記載しています。

主な為替手数料

(単位：円)

種 類		組 員	一 般			
振 込	窓口利用	当 組 合	5万円未満	220	330	
		自店あて	5万円以上	440	550	
		当 組 合	5万円未満	220	330	
		他店あて	5万円以上	440	550	
		他行あて	5万円未満	550	660	
		(電信扱)	5万円以上	770	880	
	ATM利用	現金振込	当 組 合	5万円未満	220	330
			自店あて	5万円以上	440	550
			当 組 合	5万円未満	220	330
			他店あて	5万円以上	440	550
			他行あて	5万円未満	550	660
			(文書扱)	5万円以上	770	880
振 込	キャッシュカード・ローンカード利用	当 組 合	5万円未満	110		
		自店あて	5万円以上	330		
		当 組 合	5万円未満	110		
		他店あて	5万円以上	330		
		他行あて	5万円未満	440		
			5万円以上	660		
	インターネットバンキング・モバイルバンキング	振 替	当 組 合	5万円未満	無 料	
			自店あて	5万円以上	無 料	
			当 組 合	5万円未満	無 料	
			他店あて	5万円以上	無 料	
			他行あて	5万円未満	110	
				5万円以上	220	
代 金 取 立	振 込	当 組 合	5万円未満	330		
		自店あて	5万円以上	550		
		当 組 合	5万円未満	330		
		他店あて	5万円以上	550		
		他行あて	5万円未満	660		
			5万円以上	880		
その 他	手数料	振込、送金、取立手形(手形、小切手)の組戻料		660		
		不 渡 手 形 返 却 料		660		
		取立手形店頭呈示料		660		

※現金振込で10万円を超えた場合、本人確認資料が必要になります。
 ※当組合ATMの稼働時間内に受付したお振込は当日の入金となります。
 振込先の金融機関によっては当日お振込できない場合があります。

主な手数料

(単位：円)

種 類	金 額	
小切手交付料	1冊(50枚) 2,200 1枚 110	
約束手形交付料	1冊(50枚) 2,200 1枚 110	
マル専口座開設取扱手数料	割賦販売通知書(1枚) 3,300	
マル専手形発行手数料	1枚 550	
自己宛小切手発行手数料	1枚 550	
手 再 発 行	通帳・証書	1枚 1,100
	キャッシュカード	1枚 1,100
	出資証券	1枚 1,100
預 金 高 証 明 書 発 行 手 数 料	都度発行	1通 660
	英文発行	1通 1,100
	組合書式以外	1通 2,200
その他証明書発行手数料(出資金など)	1通 550	
夜 間 金 庫 手 数 料	基本月額利用手数料	入金袋3個まで 4,950
	追加1個につき右記金額を加算	入金袋1個 1,100
	入金袋(喪失・毀損)	1個 4,400
	夜間金庫投入口鍵(喪失・毀損)	1個 3,300
夜間金庫入金袋鍵(喪失・毀損)	1個 4,400	

主な融資手数料

(単位：円)

種 類	金 額		
事 務 取 扱 手 数 料	スーパーフリーローン「借得」 ※ご融資利率14.5%の商品は無料とします。	1件 3,300	
	スーパーフリーローン「ガード」 ※ご融資利率14.5%の商品は無料とします。	1件 3,300	
	ポケットローン ※ご融資利率14.5%の商品は無料とします。	1件 3,300	
	カーライフローン[スペシャル]・[プレミアム]・[レギュラー]	1件 3,300	
	シルバーライフローン	1件 3,300	
	せんぽく奨学ローン「希望」	1件 3,300	
	学資応援団「チャンス」	1件 3,300	
	リフォームローン[ワイド]・[ワイド・プレミアム]・[ワイド・スペシャル]	1件 3,300	
	せんぽくおまとめ ローン「いがった」	200万円以上 1件 22,000 100万円以上200万円未満 1件 11,000 100万円未満 1件 5,500	
	割引手形新規	1件 1,100	
	手形貸付新規	1件 2,200	
	証書貸付新規	1件 2,200	
照 各 種 発 行 手 数 料	当座勘定貸越新規	1件 無 料	
	自動車販売業者専用当座貸越「クイック」	1件 無 料	
	農業者ローン「収穫返済」	1件 無 料	
	融資残高証明書発行	1通 660	
	融資証明書発行	1通 11,000	
	利息支払証明書発行	1通 660	
	住宅取得資金年末残高等証明書発行	1通 660	
	ローンカード(事業者カード)発行	初回利用時 無 料	
	信用情報照会	1件 2,200	
	現 地 調 査 手 数 料	営業地区内	1件 44,000
		営業地区外	1件 55,000
		遠隔地(宮城県内、一関市を除く)	1件 55,000+実費
手 変 更 手 数 料	貸付条件・担保条件の変更	1件 16,500	
	貸付条件の変更(消費者ローン)	1件 3,300	
	変動・固定変更手数料	1件 5,500	
繰 上 償 還 手 数 料	一般融資(手形貸付、借換を除く)	1件 5,500	
	消費者ローン	1件 無 料	
	住 宅 ロ ー ン	借入日より5年以内	1件 5,500
		借入日より5年超10年以内	1件 3,300
		借入日より10年超	1件 無 料
	ア パ ー ト ロ ー ン	令和2年2月3日以降の借入金(金額・一部繰上)	
		最終返済期限までの期限が5年超	1件 返済金額の2.0%+消費税
		最終返済期限までの期限が5年以内	1件 無 料
		平成28年11月15日以降の借入金(金額・一部繰上)	
		借入日より5年以内	1件 返済金額の2.0%+消費税
		借入日より5年超10年以内	1件 返済金額の1.0%
	借入日より10年超	1件 無 料	
再 生 可 能 エ ネ ル ジ ー 関 連 費 金	平成28年11月14日以前の借入金(金額)		
	返済時残高1,000万円未満	1件 33,000	
	返済時残高1,000万円以上	1件 55,000	
再 生 可 能 エ ネ ル ジ ー 関 連 費 金	令和2年2月3日以降の借入金(金額・一部繰上)		
	最終返済期限までの期限が5年超	1件 返済金額の2.0%+消費税	
	最終返済期限までの期限が5年以内	1件 無 料	
再 生 可 能 エ ネ ル ジ ー 関 連 費 金	令和2年1月31日以前の借入金(金額)		
	返済時残高1,000万円未満	1件 33,000	
	返済時残高1,000万円以上	1件 55,000	

両替手数料

(単位：円)

希望金種の合計枚数	金 額	希望金種の合計枚数	金 額
1枚～50枚以下	無 料	501枚～1,000枚	660
51枚～500枚	440	以後1枚～1,000枚 毎に右記金額を加算	330

※新券への両替、交換(同一金種新券への交換)、新券を指定される払戻しは対象となります。
 ※現金による払戻し時に金種を指定される場合、「払戻枚数から1万円札を除いた枚数」が対象となります。

硬貨入金手数料

(単位：円)

硬貨の合計枚数	金 額	硬貨の合計枚数	金 額
1枚～300枚以下	無 料	以後1枚～1,000枚 毎に右記金額を加算	330
301枚～500枚	440		
501枚～1,000枚	550		

主なでんさいサービス窓口代行手数料 (単位:円)

種類	金額
利用者情報登録・変更(利用申込)	1件 無料
発生記録(債務者・債権者請求方式)	1件 1,100
譲渡記録	1件 1,100
分割記録	1件 1,100
保証記録	1件 1,100
変更記録	1件 1,100
支払等記録	1件 1,100
口座間送金決済中止依頼	1件 1,100
予約取消請求	1件 1,100
開示請求(提供情報・記録事項)	1件 1,100
特例開示請求(提供情報・記録事項)	1件 3,300
残高証明書	1件 4,400
訂正記録 ※訂正内容が複雑な場合、下記の「訂正・回復記録(実費)」となる場合があります。	1件 1,100
回復記録 ※回復内容が複雑な場合、下記の「訂正・回復記録(実費)」となる場合があります。	1件 2,200
訂正・回復記録(実費) ※訂正・回復が複雑な場合	1件 実費
電子記録債権貸付(割引)	1件 1,100
電子記録債権貸付(譲渡担保)	1件 1,100
上記以外のでんさいにかかる手数料	1件 1,100

現金自動預払機(ATM)手数料 (単位:円)

入出金	当組合カード		しんくみお得ねっと		他金融機関カード		ゆうちょ銀行カード	
	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平日	7:00~8:45	110	無料	220	220	220	220	220
	8:45~18:00	無料	無料	110	110	110	110	110
	18:00~22:00	110	無料	220	220	220	220	220
土曜日	7:00~9:00	110	無料	220	220	220	220	220
	9:00~14:00	無料	無料	110	220	220	110	110
	14:00~22:00	110	無料	220	220	220	220	220
日曜日	7:00~22:00	110	無料	220	220	220	220	220

※上記の時間は当組合ATMの営業時間です。
金融機関により入出金のできる時間が異なりますのでご了承下さい。
※全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD/ATM)の利用手数料が無料になる「しんくみお得ねっと」サービスにより、提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間(平日 8:45~18:00 土曜日 9:00~14:00)内は、提携信用組合の自動機で利用手数料無料で、現金の引出しができます。

仙北信用組合の概要

名称

仙北信用組合

略称

コミュニティバンクせんぽく

理事長

秋山保茂

所在地

宮城県栗原市若柳字川北中町11番地

設立

昭和30年8月3日

性格

地域信用組合

総資産

43,496百万円

自己資本

1,445百万円

営業地区

栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町

営業時間

午前9時から午後3時

現金自動預払機稼働時間(ATM)

- ・営業店舗内ATM
通年 午前7:00~午後10:00
正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。
- ・栗原市立栗原中央病院出張所
平日 午前8:30~午後8:00
土・日・祝日・年末日 午前9:00~午後5:00
正月の1月3日はお休みです。
- ・デイリーポート新鮮館佐沼店出張所
通年 午前7:00~午後9:00
正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。
- ・迫支店米山出張所
通年 午前7:00~午後10:00
正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

令和2年6月24日現在

理事

理事長	秋山保茂
専務理事	高橋輝見
常勤理事	岩淵進
常勤理事	三浦弘志
常勤理事	佐藤真哉

理事

理事	石沢賢士
理事	芳賀恭
理事	及川勝一郎
理事	日下俊

監事

監事	小野寺健太郎
監事	青山孝

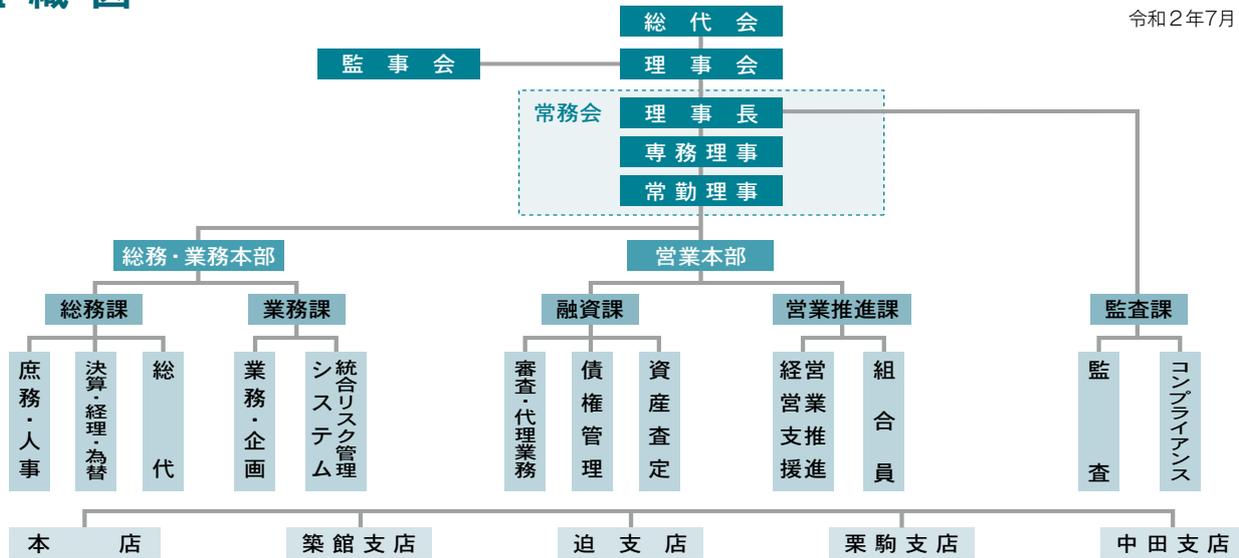
※当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

該当ありません

組織図

令和2年7月1日現在



組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織です。

組合員は当組合が営業する地区にお住まいか、お勤めの皆さま、中小規模の事業者の皆さま等が組合員になる資格を有していますが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上を図ることを目的とし

た法律によるものです。組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を資金源として金融事業を行っています。

信用組合の運営のための重要な事項を決定する際は組合員全員で構成する「総代会」が最高議決機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総代会を通じて組合の経営に参加しています。

総代会の仕組み

組合員数が多い信用組合では、総会の開催は事実上困難なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために、総会に代えて総代会制度を採用することもでき、当組合も採用しています。総代会は組合員の皆さまによる選挙により選出された「総代」で組織し、当組合の様々な重要事項を決定しています。

当組合では、総代会に限定することなく、地区総代会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、経営に生かしております。

総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数以内であった場合は、その総代候補者を当選者としています。

(2) 総代の任期・定数

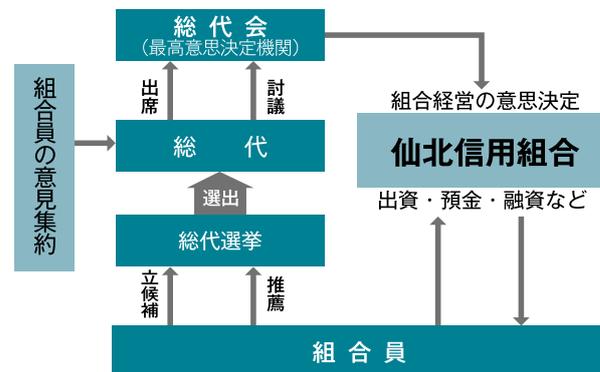
総代の任期は2年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を6つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(令和2年3月31日現在の組合員数は18,383人)。

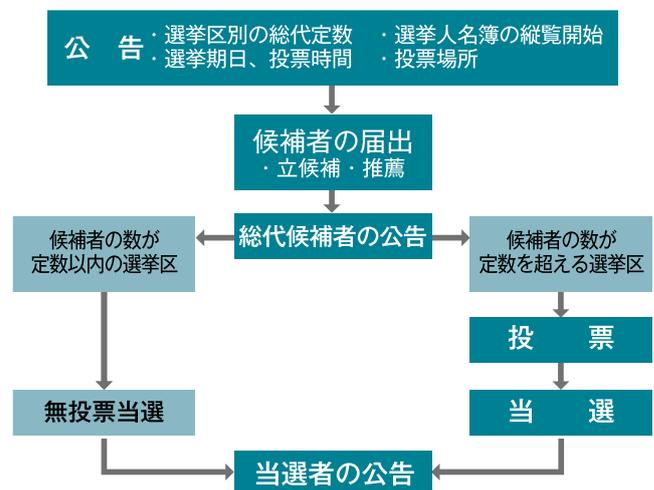
組合員数の推移

(単位:人・社)

区分	平成30年度	令和元年度
個人	17,241	17,261
法人	1,107	1,122
合計	18,348	18,383



総代の選挙までの手続き



第65回通常総代会の決議事項

令和2年6月24日に第65回通常総代会を開催し、当日は総代112名のうち、出席99名(うち、委任状による代理出席0名、書面での議決権行使91名)のもと、次の決議事項が付議され、結果は下記のとおりとなりました。

決議事項

- 第1号議案 第65期貸借対照表、損益計算書承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第2号議案 第65期損失処理案承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第3号議案 第66期事業計画および収支予算案承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第4号議案 理事および監事の選任に関する件
原案のとおり承認・可決されました。



総代の皆さま (順不同：敬称略)

令和2年6月24日現在

地区名	総代定数	総代氏名					
第1地区 栗原市(若柳、志波姫) 登米市(石越町)	25名	伊藤 正吾◇ 今野 崇② 只見 直美◇ 沼倉 哲也①	猪股 研◇ 佐々木英雄◇ 千葉 清◇ 沼倉真由美②	及川 明◇ 佐藤 良文◇ 千葉 鉄夫◇ 土生 浩也◇	川嶋 哲① 鈴木 正彦⑤ 千葉 芳照◇ 三浦 忠博◇	後藤 泰信① 高橋 亨⑤ 新田 一雄◇	
第2地区 栗原市(築館、一迫、 高清水、瀬峰、花山)	21名	大内 芳博② 菊地 和彦◇ 高橋 涉③ 和田 雅弘◇	大場 伸也② 今野 敏昭◇ 野口 典秀② 渡辺 恭嘉◇	鹿野 敏⑤ 菅原 勝直◇ 長谷川 敬⑤	上西二三男◇ 菅原 亘子◇ 兵藤 充彦⑤	亀田 伸男◇ 曾根 永行◇ 松枝 照明◇	
第3地区 登米市(迫町) 本吉郡南三陸町	27名	青野 正弘⑤ 及川 浩③ 西城 洋市⑤ 千葉 栄記③ 武川 毅◇	阿部 紀夫③ 太田 陽平⑥ 斉藤 恵一② 富士原裕子⑤	石川 法夫② 大畑 好司② 佐竹 孝行◇ 三浦 賢三①	伊藤 俊郎◇ 熊谷 敏明③ 佐藤 昌市④ 三浦 博◇	遠藤 諭⑤ 後藤 福子⑤ 佐藤 哲弥◇ 三浦 義明◇	
第5地区 栗原市 (栗駒、金成、鷺沢)	21名	岩淵 賢① 今野 武③ 清水 澄雄④ 太宰 武弘◇	小野寺良隆◇ 佐々木和典◇ 菅原 重信② 三浦 治◇	久我 一仁① 佐々木新一⑤ 菅原 洋◇	黒田 敏男◇ 佐藤 京子③ 鈴木 秀一◇	後藤紀美夫◇ 佐藤 憲一◇ 高橋 義英②	
第6地区 登米市(米山町、南方町、 登米町、豊里町、津山町)	20名	新井 信博◇ 今野 秀俊◇ 千葉 正幸⑥	伊藤 克成◇ 坂井 俊文③ 三浦 正喜③	大沼 礼和⑤ 佐々木 伸⑤ 吉田みか子①	小野寺忠雄④ 佐藤 辰也① 渡邊 政利③	加藤 亮◇ 千葉 治男◇	
第7地区 登米市(中田町、東和町) 気仙沼市	26名	浅倉 眞理◇ 片岡 大助◇ 佐々木康之③ 千葉 健一④	飯塚 敏郎◇ 菅野 祐一① 鈴木 重司◇ 野家 伸二③	石川 久◇ 熊谷 貞雄◇ 高橋正一郎⑤ 蛭田 宗生◇	石塚 義隆◇ 後藤 眞◇ 田口 安浩◇ 三浦孝次郎◇	五安城いを子④ 後藤 益美② 谷村 明信◇	

※1 氏名の後に総代就任回数を記載しております。 ※2 就任回数が5回を超えている場合は、◇で示しております。

総代の属性別構成比

- 総代数** 107人
 - 職業別** 個人事業主 18.69%、法人役員 81.31%
 - 年代別** 30代以下 1.87%、40代 15.89%、50代 18.69%、60代 38.32%、70代 25.23%
 - 業種別** 製造業 9.34%、農業・林業 1.87%、建設業 21.50%、金融業・保険業 1.87%、卸売業・小売業 28.04%、飲食業 5.61%、不動産業 4.67%、運輸業・郵便業 5.61%、その他サービス業 13.08%、生活関連サービス・娯楽業 5.61%、情報通信業 0.93%、医療・福祉 1.87%
- ※業種別は法人役員、個人事業主に限る。

経理・経営内容

● 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合における金融事業に関する法律第5条の8に規定する法定監査は義務づけられておりませんので、監事による監査を実施しております。

● 代表理事による確認

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失処理計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月25日

仙北信用組合

理事長 秋山 保茂

● 貸借対照表(資産)

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
現金	1,445,713	1,327,327
預け金	16,575,899	13,976,269
有価証券	794,583	17,748
国債	—	—
地方債	—	—
株式	12,300	12,300
その他の証券	782,283	5,448
貸出金	26,028,490	27,922,143
割引手形	104,903	43,071
手形貸付	2,111,822	1,709,468
証書貸付	22,041,745	24,420,333
当座貸越	1,770,019	1,749,269
その他資産	169,304	151,906
未決済為替貸	7,203	3,229
全信組連出資金	60,000	60,000
未収収益	32,012	32,702
その他の資産	70,088	55,974
有形固定資産	589,542	563,952
建物	357,631	334,448
土地	176,836	176,836
リース資産	6,094	4,539
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	48,980	48,128
無形固定資産	1,495	1,948
その他の無形固定資産	1,495	1,948
債務保証見返	804	193
貸倒引当金	△ 453,726	△ 465,163
(うち個別貸倒引当金)	△ 431,112	△ 450,491
資産の部合計	45,152,107	43,496,326

● 貸借対照表(負債および純資産)

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
預金積金	35,800,062	35,146,242
当座預金	72,204	73,700
普通預金	13,973,187	14,317,963
貯蓄預金	118,062	97,966
定期預金	20,434,549	19,509,737
定期積金	1,182,370	1,049,704
その他の預金	19,688	97,170
借入金	7,800,000	6,800,000
当座借越	7,800,000	6,800,000
その他負債	80,135	81,027
未決済為替借	17,957	8,282
未払費用	23,387	28,573
給付補填備金	498	321
未払法人税等	1,414	1,414
前受収益	13,611	16,572
払戻未済金	14,989	19,081
リース債務	6,094	4,539
その他の負債	2,181	2,243
退職給付引当金	48,652	30,605
偶発損失引当金	4,340	5,441
睡眠預金払戻損失引当金	7,314	293
繰延税金負債	—	—
債務保証	804	193
負債の部合計	43,741,308	42,063,803
(純資産の部)		
出資金	1,138,031	1,122,152
普通出資金	428,031	412,152
優先出資金	710,000	710,000
利益剰余金	319,926	310,370
利益準備金	136,000	136,000
その他利益剰余金	183,926	174,370
特別積立金	350,000	350,000
当期末処分剰余金	△ 166,073	△ 175,629
組合員勘定合計	1,457,957	1,432,522
その他有価証券評価差額金	△ 47,159	—
評価・換算差額等合計	△ 47,159	—
純資産の部合計	1,410,798	1,432,522
負債および純資産の部合計	45,152,107	43,496,326

● 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
経常収益	641,400	683,041
資金運用収益	583,296	588,771
貸出金利息	537,568	554,748
預け金利息	17,533	19,551
有価証券利息配当金	25,795	12,071
その他の受入利息	2,400	2,400
役員取引等収益	50,175	52,465
受入為替手数料	26,674	26,817
その他の役員収益	23,501	25,647
その他業務収益	6,568	7,696
国債等債権売却益	—	—
国債等債権償還益	—	—
その他の業務収益	6,568	7,696
その他経常収益	1,359	34,108
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	50	—
株式等売却益	150	28,186
その他の経常収益	1,159	5,922
経常費用	901,737	688,668
資金調達費用	21,781	20,558
預金利息	21,526	20,385
給付補填備金繰入金	254	173
借入金利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役員取引等費用	98,179	94,007
支払為替手数料	11,099	11,468
その他の役員費用	87,079	82,538
その他業務費用	96,509	102
国債等債券売却損	96,500	—
その他の業務費用	8	102
経 費	563,171	514,547
人件費	344,792	301,946
物件費	208,591	206,038
税金	9,787	6,563
その他経常費用	122,095	59,452
貸倒引当金繰入額	94,205	26,343
株式等売却損	—	7,257
その他資産償却	16,776	16,569
その他の経常費用	11,112	9,282
経常利益(又は経常損失)	△ 260,337	△ 5,626
特別利益	19	—
固定資産処分益	19	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	46	157
固定資産処分損	46	157
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△ 260,363	△ 5,784
法人税、住民税及び事業税	5,521	3,771
法人税等合計	5,521	3,771
当期純利益(又は当期純損失)	△ 265,884	△ 9,555
繰越金(当期首残高)	99,811	△ 166,073
当期末処分剰余金(又は当期末処理損失金)	△ 166,073	△ 175,629

● 損失処理計算書

(単位:千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
当期末処理損失金	166,073	175,629
積立金取崩額	—	—
繰越損失金(当期末残高)	166,073	175,629

(注 記) 貸借対照表

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年~39年 その他 5年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、ソフトウェア、のれんの償却については該当がございません。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。尚、リース契約上に残価保証の取決めはありません。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成31年3月31日現在)

年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(平成30年4月1日~平成31年3月31日) 0.317%
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額としておりますが、計上はしていません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 金融商品取引責任準備金は受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法48条の3第1項及び金融商品取引業に関する内閣府令第189条の規定により定めるところにより算出した額としておりますが該当がございません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 391百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 1百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 1百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 1百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 1百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 561百万円
- 有形固定資産の圧縮記帳額 1百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は268百万円、延滞債権額は1,545百万円であり、
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は10百万円であり、
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権は412百万円であり、
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、2,236百万円であり、
なお、22から25に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形の額面金額は、43百万円であり、但し、電債を含みます。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産

預 け 金	100百万円
有価証券	100百万円
借 用 金	6,800百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金400百万円を担保として提供しております。また、全国信用協同組合連合会への保証基金定期預金として、払戻しに制限のある預け金122百万円を預け入れております。
- 出資1口当たりの純資産額は2銭です。

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資課により行われております。さらに、与信管理の状況については、融資課がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理方針や規程等にリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会(リスク管理委員会を含む)において実施状況を把握・確認、今後の対応策等の協議・検討を行っております。こうした対応状況は、理事会に報告しております。

日常的には、業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月常務会に報告しております。また、理事会には四半期ペースで報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の市場運用商品保有については、有価証券等の保有目的区分規程に基づき、常務会の監督の下、有価証券運用基準等に従い行われております。

このうち、総務課では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務課を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaR(定義：今後、将来の特定の期間内に一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値が最大どの程度までの損失に取まるのか、過去のある一定期間のデータをもとに理論的に算出された額。)により月次で計測しております。

当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」におけるVaRは、モンテカルロ法により、「有価証券」のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しております。

当事業年度末現在の当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量(予想最大損失額)は全体で36百万円であります。

尚、当組合では、これらVaRの算出結果に対するバックテストを毎月実施しており、使用するモデルの精度についても確認を行っております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下でのリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあり得ます。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	13,976	13,992	16
(2) 有価証券			
その他有価証券			
(3) 貸出金	27,922		
貸倒引当金	▲ 465		
	27,457	28,750	1,293
金融資産計	41,433	42,742	1,309
(1) 預金積金	35,146	35,160	14
(2) 借入金	6,800	6,800	
金融負債計	41,946	41,960	14

注1. 預け金、貸出金、及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

注2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

注3. 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

注4. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式	12
組合出資金	412
その他の証券	5
合 計	429

注5. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、保有していません。

注6. 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、保有していません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

該当ありません。

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	12 百万円	12 百万円	0 百万円
債 券	— 百万円	— 百万円	— 百万円
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
短期社債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
そ の 他	5 百万円	5 百万円	0 百万円
計	17 百万円	17 百万円	0 百万円

注1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

注2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したと認められるものはありません。

32. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
— 百万円	— 百万円	— 百万円

34. 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当ありません。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,914百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,914百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産の発生は、貸倒引当金損算入限度額超過額の否認及び繰越欠損金等ですが、その全額が評価性引当額の対象となっております。なお、繰延税金負債の発生原因はありませんでした。

(注 記) 損益計算書

1. 協同組合による金融事業に関する法律第4条第1項に規定する子会社との取引はありません。

2. 「その他の特別損失」は、CTMやオートキャッシャー等の固定資産処分損であります。

3. 出資1口当たりの当期純利益は2銭

4. 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項はありません。

経理・経営内容

● 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	993,630	891,464	687,975	641,400	683,041
経常利益	267,710	87,788	△ 79,101	△ 260,337	△ 5,626
当期純利益	238,904	79,121	△ 99,801	△ 265,884	△ 9,555
預金積金残高	34,718,313	33,898,731	35,086,784	35,800,062	35,146,242
貸出金残高	21,797,777	24,524,116	25,507,609	26,028,490	27,922,143
有価証券残高	4,352,935	2,621,259	2,927,523	794,583	17,748
総資産額	38,837,181	40,585,357	43,441,072	45,152,107	43,496,326
純資産額	1,934,463	1,747,603	1,619,940	1,410,798	1,432,522
自己資本比率(単体)	10.05%	9.40%	7.68%	6.14%	6.23%
普通出資総額	438,531	435,982	437,854	428,031	412,152
普通出資総口数	438,531口	435,982口	437,854口	428,031口	412,152口
普通出資に対する配当金	2,189	2,142	2,187	—	—
職員数	59人	61人	65人	63人	48人

(注) 残高計数は期末日現在のものです。

● 業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
資金運用収益	583,296	588,771
資金調達費用	21,781	20,558
資金運用収支	561,515	568,213
役務取引等収益	50,175	52,465
役務取引等費用	98,179	94,007
役務取引等収支	△ 48,003	△ 41,542
その他業務収益	6,568	7,696
その他業務費用	96,509	102
その他の業務収支	△ 89,941	7,594
業務粗利益	423,569	534,265
業務粗利益率	0.93%	1.18%
業務純益	—	27,659
実質業務純益	—	19,717
コア業務純益	—	19,717
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	—	19,717

- (注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭的信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

● その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債権売却益	—	—
国債等債権償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	6,568	7,696
その他業務収益合計	6,568	7,696

● 1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
預金残高	5,966,677	7,029,248
貸出金残高	4,338,081	5,584,428

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	△ 0.57	△ 0.01
総資産当期純利益率	△ 0.58	△ 0.02

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資金運用利回り (a)	1.29	1.30
資金調達原価率 (b)	1.31	1.19
総資金利鞘 (a-b)	△ 0.02	0.10

● 役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役務取引等収益	50,175	52,465
受入為替手数料	26,674	26,817
その他の受入手数料	23,501	25,467
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	98,179	94,007
支払為替手数料	11,099	11,468
その他の支払手数料	—	—
その他の役務取引等費用	87,079	82,538

● 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	16,458	5,475
支払利息の増減	5,663	△ 1,223

● 職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
預金残高	568,254	732,213
貸出金残高	413,150	581,711

● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

科 目	平成30年度			令和元年度		
	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)	平均残高(百万円)	利 息(千円)	利回り(%)
資金運用勘定	45,119	583,296	1.29	44,948	588,771	1.30
うち貸出金	25,361	536,522	2.11	25,490	553,785	2.17
うち預け金	17,340	17,533	0.10	18,584	19,551	0.10
うち金融機関貸付等	300	920	0.30	300	963	0.32
うち有価証券	2,358	25,795	1.09	513	12,071	2.35
資金調達勘定	44,340	21,781	0.04	44,476	20,558	0.04
うち預金積立	36,803	21,781	0.05	36,714	20,558	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	7,536	—	—	7,761	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成30年度0百万円 令和元年度0百万円)を控除して表示しております。

●経費の内訳

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度
人件費	344,792	301,946
報酬給料手当	276,048	229,815
退職給付費用	7,090	19,366
その他	61,653	52,764
物件費	208,591	206,038
事務費	86,439	89,505
固定資産費	46,626	45,246
事業費	15,810	14,526
人事厚生費	6,431	3,861
減価償却費	41,133	40,801
その他	12,150	12,097
税金	9,787	6,563
経費合計	563,171	514,547

●預貸率および預証率

(単位：%)

区分	平成30年度	令和元年度
預貸率	期末	72.70
	期中平均	68.91
預証率	期末	2.21
	期中平均	6.40

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ (注) 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ ●時価評価されていない有価証券の
主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

項目	平成30年度	令和元年度
その他有価証券	12,300	12,300
非上場株式	12,300	12,300

●有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的に区分した有価証券はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	平成30年度			令和元年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	12,300	12,300	0	12,300	12,300
	計	12,300	12,300	0	12,300	12,300
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	782,283	829,442	△ 47,159	5,448	5,448
	計	782,283	829,442	△ 47,159	5,448	5,448
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	0	0	0	0	0
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	841,742	794,583	△ 47,159	17,748	17,748
	計	841,742	794,583	△ 47,159	17,748	17,748

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

●先物取引の時価情報

該当事項なし

●オプション取引の時価等情報

該当事項なし

●オフバランスの取引の状況

該当事項なし

●金銭の信託

該当事項なし

●外貨建資産残高

該当事項なし

●デリバティブ取引

該当事項なし

●公共債引受額

該当事項なし

●当組合の子会社

該当事項なし

資金調達

●預金種目別平均残高

(単位：千円・%)

種目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	14,922,278	40.55	15,160,997	41.29
定期性預金	21,881,075	59.45	21,553,732	58.71
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	36,803,353	100.00	36,714,729	100.00

●預金者別預金残高

(単位：千円・%)

区分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	27,047,044	75.55	27,112,941	77.14
法人	8,753,018	24.45	8,033,300	22.86
一般法人	5,261,208	14.70	5,301,495	15.08
金融機関	174	0.00	335	0.00
公金	3,491,636	9.75	2,731,470	7.77
合計	35,800,062	100.00	35,146,242	100.00

● 定期預金種類別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	20,367,176	99.67	19,456,203	99.73
変動金利定期預金	8,119	0.04	5,642	0.03
その他の定期預金	59,253	0.29	47,890	0.24
合 計	20,434,549	100.00	19,509,737	100.00

資金運用

● 貸出金種類別平均残高

(単位：千円・%)

科 目	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	66,670	0.26	52,860	0.20
手形貸付	1,388,705	5.48	1,588,105	6.16
証書貸付	22,237,271	87.68	22,344,461	86.64
当座貸越	1,668,867	6.58	1,805,331	7.00
合 計	25,361,514	100.00	25,790,759	100.00

● 貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
固定金利貸出	12,301,545	13,371,952
変動金利貸出	13,726,945	14,550,191
合 計	26,028,490	27,922,143

● 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円・%)

業 種 区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,454,749	5.59	814,684	2.92
農業・林業	201,776	0.77	180,919	0.65
漁 業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	2,288,621	8.79	2,112,612	7.57
電気・ガス・熱供給・水道業	1,079,876	4.15	1,279,193	4.58
情報通信業	73,292	0.28	80,398	0.29
運輸業・郵便業	803,522	3.09	756,174	2.71
卸売業・小売業	2,854,237	10.97	3,747,227	13.42
金融業・保険業	300,380	1.15	306,480	1.10
不動産業	3,296,617	12.67	4,463,806	15.98
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	467,601	1.80	443,952	1.59
飲食業	800,244	3.07	775,256	2.77
生活関連サービス業、娯楽業	5,628	0.02	—	—
教育、学習支援業	100,682	0.39	180,917	0.65
医療、福祉	654,554	2.51	603,760	2.16
その他のサービス	1,700,307	6.53	1,149,028	4.11
その他の産業	12,300	0.05	12,013	0.04
小 計	16,094,393	61.83	16,906,423	60.54
国・地方公共団体等	2,519,605	9.68	4,438,495	15.90
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,414,492	28.49	6,577,224	23.56
合 計	26,028,490	100.00	27,922,143	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております

● 債務保証見返額担保別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不動産	577	71.78	—	—
その他	—	—	—	—
小 計	577	71.78	—	—
信用保証協会・信用保険	226	28.22	193	100.00
保 証	—	—	—	—
信 用	—	—	—	—
合 計	804	100.00	193	100.00

● 財形貯蓄残高

該当事項なし

● 貸出金使途別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	13,687,128	52.59	15,106,880	54.10
設備資金	12,341,362	47.41	12,815,263	45.90
合 計	26,028,490	100.00	27,922,143	100.00

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,575,693	57.83	2,519,880	58.45
住宅ローン	1,877,961	42.17	1,791,338	41.55
合 計	4,453,654	100.00	4,311,219	100.00

● 貸出金担保別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	277,813	1.07	247,023	0.88
有価証券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不動産	7,420,024	28.50	8,180,979	29.30
その他	—	—	—	—
小 計	7,697,837	29.57	8,428,002	30.18
信用保証協会・信用保険	2,765,640	10.63	3,011,002	10.78
保 証	11,775,056	45.24	12,716,883	45.55
信 用	3,789,955	14.56	3,766,254	13.49
合 計	26,028,490	100.00	27,922,143	100.00

● 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

● 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	22,614	6,605	14,671	△ 7,943
個別貸倒引当金	431,112	58,740	450,491	19,379
合 計	453,726	65,345	465,163	11,437

(注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので特定海外債権引当額に係る引当は行っておりません。

2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

● 有価証券種類別平均残高

(単位：千円・%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	468,652	19.87	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—
株 式	12,336	0.52	12,300	2.40
投資信託	1,871,468	79.35	494,926	96.45
外国有価証券	—	—	—	—
その他の証券	6,255	0.26	5,890	1.15
合 計	2,358,712	100.00	513,117	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

● 有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：千円)

区 分		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	平成30年度末	—	—	—	—	705,950
	令和元年度末	—	—	—	—	—
地方債	平成30年度末	—	—	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—	—	—
短期社債	平成30年度末	—	—	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—	—	—
社 債	平成30年度末	—	—	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—	—	—
株 式	平成30年度末	12,350	—	—	—	—
	令和元年度末	12,300	—	—	—	—
外国証券	平成30年度末	—	—	—	—	—
	令和元年度末	—	—	—	—	—
その他の証券	平成30年度末	782,283	—	—	—	—
	令和元年度末	5,448	—	—	—	—
合 計	平成30年度末	841,742	—	—	—	705,950
	令和元年度末	17,748	—	—	—	—

その他の業務

● 内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度		
	件数	金額	件数	金額	
振込	他の金融機関向け	37,561	17,862	36,916	17,412
送金	他の金融機関から	42,411	24,836	43,628	23,555
代金	他の金融機関向け	295	391	243	353
取立	他の金融機関から	476	276	423	288

● 外国為替取扱高

該当事項なし

● 国債および投資信託販売実績

該当事項なし

● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
全国信用協同組合連合会	577	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1,134	965
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
その他	—	—
合 計	1,711	965

● 公共債窓販売実績

該当事項なし

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

■ リスク管理債権について

- ◆ 協同組合による金融事業に関する法律（協金法）に基づくリスク管理債権は、次のとおりです。
- ◆ リスク管理債権は、区分に該当する貸出金のみが開示対象となります。

● リスク管理債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D)/A
破綻先債権	平成30年度	190,101	29,467	160,633	100.00
	令和元年度	268,834	49,249	219,584	100.00
延滞債権	平成30年度	1,697,542	1,097,431	270,478	80.58
	令和元年度	1,545,140	1,025,846	230,906	81.34
3か月以上延滞債権	平成30年度	21,110	20,814	295	100.00
	令和元年度	10,238	10,238	—	100.00
貸出条件緩和債権	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	412,540	412,540	—	100.00
合 計	平成30年度	1,908,754	1,147,714	431,407	82.73
	令和元年度	2,236,753	1,497,874	450,491	87.11

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社再生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(左記1.～3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を掲載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法に基づく開示債権について

- ◆金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)で定められた開示区分による開示債権は、次のとおりです。
- ◆金融再生法による開示債権は、開示区分に該当する貸出金のほかに、貸出金に準ずる未収利息、仮払金および債務保証見返が含まれます(ただし、要管理債権は貸出金のみの開示となります)。

●金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分		債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)÷(A)	貸倒引当金引当率 (C)÷(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	1,181,000	769,294	411,705	1,181,000	100.00	100.00
	令和元年度	1,176,941	764,846	412,094	1,176,941	100.00	100.00
危 険 債 権	平成30年度	706,642	357,604	19,406	377,011	53.35	5.56
	令和元年度	637,483	310,699	38,397	349,096	54.76	11.75
要管理債権	平成30年度	21,110	20,814	295	21,110	100.00	100.00
	令和元年度	422,779	422,779	—	422,779	100.00	100.00
不良債権計	平成30年度	1,908,754	1,147,714	431,407	1,579,122	82.73	56.69
	令和元年度	2,237,203	1,498,325	450,491	1,948,816	87.11	60.97
正 常 債 権	平成30年度	24,140,340					
	令和元年度	25,703,905					
合 計	平成30年度	26,049,094					
	令和元年度	27,941,109					

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準じる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営業績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営業績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

不良債権比率推移

(単位：%)



自己資本の充実の状況等

自己資本管理

当組合では、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。リスク資本管理におきましては、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本(リスク資本)の範囲内に計量したリスク量(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。また、自己資本比率の管理におきましては、平成26年3月期よりバーゼルⅢに基づく自己資本比率およびコア資本等が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

- 普通出資 ①発行主体：仙北信用組合
②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：428百万円

非累積的永久優先出資

1	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：720百万円 貸借対照表上の優先出資：360百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：360百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：360百万円
2	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：700百万円 貸借対照表上の優先出資：350百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：350百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：350百万円

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等のほか、非累積的永久優先出資により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

自己資本の充実度に関する評価

当組合は、内部留保による資本の積み上げを行うよう自己資本の充実に取り組み、コア資本に係る基礎項目には、出資金や内部留保に繋がる利益剰余金310百万円を計上し、この結果、自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る6.23%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。尚、今後も事業計画に基づいた業務推進を通じて利益を確保し、資本の積み上げを行ってまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本にかかる基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	1,457,957	1,432,522
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,138,031	1,122,152
うち、利益剰余金の額	319,926	310,370
うち、外部流出予定額(△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22,614	14,671
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22,614	14,671
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,480,571	1,447,194
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,161	1,513
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,161	1,513
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,161	1,513
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,479,409	1,445,681
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	23,036,116	22,187,484
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,027,875	989,645
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	24,063,991	23,177,130
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	6.14%	6.23%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	23,036,116	921,444	22,187,484	887,499
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	23,030,052	921,202	22,182,036	887,281
(I) ソブリン向け	225,367	9,014	245,735	9,829
(II) 金融機関向け	3,395,497	135,819	2,798,103	111,924
(III) 法人等向け	8,510,343	340,413	8,510,131	340,405
(IV) 中小企業等・個人向け	3,106,569	124,262	3,161,789	126,471
(V) 抵当権付住宅ローン	342,940	13,717	309,907	12,396
(VI) 不動産取得等事業向け	1,559,012	62,360	1,587,803	63,512
(VII) 三月以上延滞等	1,186,639	47,465	1,326,237	53,049
(VIII) 出資等	60,103	2,404	60,103	2,404
出資等のエクスポージャー	60,103	2,404	60,103	2,404
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(IX) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(X) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	60,000	2,400	60,000	2,400
(XI) その他	4,580,920	183,236	4,119,852	164,794
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	6,064	242	5,448	217
ルック・スルー方式	6,064	242	5,448	217
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,027,875	41,115	989,645	39,585
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	24,063,991	962,559	23,177,130	927,085

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエ

- クスポートのことです。
 5. その他とは、(I)~(X)に区分されないエクスポージャーのことで、預け金、出資金、株式、固定資産などがあります。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

- リスク管理の方針及び手続の概要
8ページのリスク管理態勢をご参照ください。なお評価計測については標準的手法を採用しております。
- 貸倒引当金の計算基準
貸倒引当金は、「自己査定基準規程」、「償却・引当基準規程」、「自己査定基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果につい

- ては監事による監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャー種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
 ◇ムーディーズ(Moody's) ◇日本格付研究所(JCR)
 ◇格付投資情報センター(R&I)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：千円)

業種区分期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
製造業	1,793,363	1,267,210	1,793,363	1,267,210	—	—	—	—	17,942	17,942
農業・林業	292,420	285,584	292,420	285,584	—	—	—	—	78,237	78,237
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	2,898,941	2,763,793	2,898,941	2,763,793	—	—	—	—	134,865	123,912
金融業・保険業	17,736,784	14,369,102	300,450	306,550	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	3,374,840	4,309,841	3,374,840	4,309,841	—	—	—	—	180,523	198,486
飲食業	883,845	847,179	883,845	847,179	—	—	—	—	12,642	11,090
不動産業	3,354,726	4,569,645	3,354,726	4,569,645	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	842,637	765,619	842,637	765,619	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1,112,977	1,305,916	1,112,977	1,305,916	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	1,985,103	1,406,238	1,985,103	1,406,238	—	—	—	—	138,428	29,905
個人	6,649,575	5,807,397	6,649,575	5,807,397	—	—	—	—	300,022	459,158
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	467,634	443,952	467,634	443,952	—	—	—	—	421,320	413,888
生活関連サービス業、娯楽業	6,668	100	6,568	0	—	—	—	—	—	—
情報通信業	143,375	136,232	73,338	80,760	—	—	—	—	25,595	25,887
教育・学習支援業	100,682	180,917	100,682	180,917	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	664,658	613,926	664,658	613,926	—	—	—	—	—	32,374
国・地方公共団体等	2,519,798	4,438,943	2,519,798	4,438,943	—	—	—	—	—	—
その他	2,062,571	1,914,620	12,303	12,013	—	—	—	—	—	—
業種別合計	46,890,596	45,426,213	27,333,857	29,405,483	—	—	—	—	1,309,578	1,390,882
1年以下	32,397,196	31,592,253	16,822,535	17,616,487	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	4,192,982	3,341,934	3,192,982	3,341,934	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	2,394,194	2,440,376	2,388,130	2,434,928	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	974,396	1,744,018	974,396	1,744,018	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	840,572	705,210	840,572	705,210	—	—	—	—	—	—
10年超	332,220	595,448	332,220	959,448	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,294,653	5,006,974	4,854,648	2,967,458	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	46,890,596	45,426,213	27,333,857	29,405,483	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種別の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的に

は、現金、有形・無形固定資産等が含まれております。
4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、総合口座貸越等が含まれております。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

(単位：千円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成30年度	令和元年度
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
製造業	144	357	213	—	357	—	—	
農業・林業	1,379	57,142	55,763	1,268	57,142	58,410	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	102,344	103,978	1,634	450	103,978	104,428	—	
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業・小売業	76,210	55,520	△ 20,690	30,523	55,520	86,043	—	
飲食業	7,102	4,925	△ 2,177	△ 779	4,925	4,146	—	
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業・郵便業	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	
その他のサービス業	29,634	28,602	△ 1,032	△ 23,122	28,602	5,480	—	
個人	56,690	68,647	11,957	9,491	68,647	78,138	—	
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	98,599	98,599	0	0	98,599	98,599	—	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	266	13,337	13,071	1,905	13,337	15,242	—	
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	372,372	431,112	58,740	19,379	431,112	450,491	—	

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	2,589,387	—	3,995,230
10%	—	2,473,840	—	2,644,886
20%	—	—	—	—
35%	—	933,186	—	846,524
50%	2,023,423	62,766	1,889,905	63,362
75%	—	3,074,626	—	3,185,045
100%	—	13,823,826	—	14,077,966
150%	—	636,924	—	787,696
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	2,023,423	23,594,559	1,889,905	25,600,712

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規程及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規程・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー							
① ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け		35,998	38,861	—	—	—	—
④ 中小企業等・個人向け		236,681	192,813	19,391	13,732	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン		—	—	163,246	136,234	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑧ 上記以外		4,748	15,396	37,531	34,265	—	—

(注) 1. 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(注) 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、

第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

(注) 3. 「上記以外」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引

該当する取引はありません

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

オペレーショナル・リスクに関する事項

● リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部管理プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が起因となり当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリ

スクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会や課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会や理事会等において、報告する態勢を整備しております。

● オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

● 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、出資金、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、非上場株式にかかるリスクの認識については、保有時価一覧表を定期的に作成し、時価評価によるリスク計測によって把握しております。また、当組合が保有している出

資金、その他の出資金に関しては、売却等を行う目的のものではなく時価等はありません。

これらのリスク状況は、一覧表を基に定期的な評価を実施しており、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：千円)

区 分		貸借対照表計上額	うち、売買目的有価証券に該当するもの		うち、その他の有価証券で時価のあるもの			
			貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
							うち益	うち損
上 場 株 式	平成30年度	—	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	平成30年度	12,300	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	12,300	—	—	—	—	—	—
合 計	平成30年度	12,300	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	12,300	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 2. 非上場株式の主なものは信組情報サービス(株)などであり、売却等を行う目的のものではなく時価もありませんので貸借対照表計上額のみ開示しております。

● 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する取引はありません

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する取引はありません

✳ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	平成30年度	令和元年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	6,064	5,448
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(単位：千円)

✳ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク(通称：IRRBB)					
項番		△EVE(経済価値の変動)		△NII(期間収益の変動)	
		平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	203	254	—	15
2	下方パラレルシフト	0	0	—	0
3	スティープ化	76	130	—	—
4	フラット化	—	—	—	—
5	短期金利上昇	—	—	—	—
6	短期金利低下	—	—	—	—
7	最大値	203	254	—	15
		平成30年度		令和元年度	
8	自己資本の額	1,479		1,445	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末から△EVE※を開示しております。また、令和2年3月末から△NII※を開示することとなりました。このため、△NIIについては開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。
 ※△EVEとは、IRRBBのうち金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 ※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
 3. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIに関する事項は以下のとおりです。
 (1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。
 (3) 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 (4) 固定金利貸出に期限前償還および定期預金の期限前解約は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
 (5) IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
 (6) IRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
 (7) 内部モデルは使用していません。
 (8) 前事業年度末の開示からの変動に関しては、令和2年3月末の△EVEは254百万円(前期末比51百万円)となり、大きな変動はありません。△NIIに関しては開示初年度であるため記載していません。
 (9) 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指導等を鑑みて、健全性については問題ありません。
 4. △EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、パーセントイル値を用いて算出しています。

報酬体系

● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

● 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、平成23年2月に開催した理事会

(第489回)にて廃止を決定しております。

● 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	40,621	52,000
監 事	1,680	3,000
合 計	42,301	55,000

(注1) 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注2) 支払人数は理事11名、監事2名です。

(注3) 対象役員に使用人兼務理事はおりません。

● その他

「協同組合における金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

● 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者

をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

沿革

- 昭和30年 8月 3日/法人設立
 昭和30年 8月 6日/事業認可 栗原郡一円及び登米郡石越村を事業地域とする
 昭和30年 8月 8日/本店開設(栗原郡若柳町字川南南町43番地)
 昭和31年 10月 8日/築館出張所開設(栗原郡築館町字町屋敷54番地の1)
 昭和32年 5月 5日/事業地域を登米郡迫町、南方村へ拡張
 昭和32年 11月 8日/迫支店開設(登米郡迫町佐沼字下田中54番地の1)
 昭和34年 5月 1日/地区を栗原郡一円及び登米郡一円に変更
 /築館出張所を築館支店に変更
 昭和34年 8月 17日/迫支店移転(登米郡迫町佐沼字下田中51番地の1)
 昭和40年 4月 1日/事業地域を気仙沼市及び本吉郡の一部(本吉町、唐桑町)へ拡張
 昭和40年 4月 15日/気仙沼支店開設(気仙沼市南町二丁目2番25号)
 昭和43年 2月 20日/迫支店移転(登米郡迫町佐沼字錦2番地の2)
 昭和44年 12月 1日/築館支店移転(栗原郡築館町字町屋敷57番地)
 昭和45年 6月 1日/本店移転(栗原郡若柳町字川南南町21番地)
 昭和45年 10月 3日/栗駒支店開設(栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町66番地の2)
 昭和50年 11月 17日/栗駒支店新築移転(栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町67番地)
 昭和52年 9月 12日/本店移転(栗原郡若柳町字川北中町11番地)
 昭和52年 11月 24日/南町出張所開設(栗原郡若柳町字川南南町21番地)
 昭和53年 9月 18日/迫支店移転(登米郡迫町佐沼字西佐沼110番地)
 昭和54年 8月 20日/築館支店移転(栗原郡築館町字伊豆野原18番地の2)
 昭和56年 4月 13日/気仙沼支店移転(気仙沼市南町一丁目2番1号)
 昭和59年 2月 6日/迫支店新築移転(登米郡迫町佐沼字小金丁1番地の4)
 昭和59年 8月 13日/栗駒支店新築移転(栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町48番地1)
 昭和61年 7月 31日/南町出張所廃止本店に統合
 昭和61年 10月 17日/本店新築(栗原郡若柳町字川北中町11番地)
 昭和61年 12月 15日/オンライン預金業務開始(本店、迫支店)
 昭和62年 11月 16日/オンライン預金業務開始(築館支店、気仙沼支店、栗駒支店)
 昭和63年 9月 26日/オンライン融資業務開始(全店)
 平成 2年 6月 20日/米山支店開設(登米郡米山町西野字片平小路25番地)
 平成 3年 5月 7日/第三次オンライン稼働
 平成 8年 4月 22日/築館支店新築移転(栗原郡築館町業師四丁目6番35号)
 平成 11年 5月 6日/ポスト第三次オンライン稼働
 平成 12年 4月 1日/郵政省とのオンライン提携稼働
 平成 13年 7月 1日/デビットカード取扱開始
 平成 13年 11月 1日/損害保険代理店業務開始(取扱店全店)
 平成 14年 7月 1日/栗原中央病院出張所ATMオープン
 平成 15年 3月 11日/マックスバリュ築館店出張所ATMオープン
 平成 15年 12月 1日/中田支店開設(登米郡中田町石森字加賀野一丁目8番地の11)
 平成 16年 5月 31日/アイワイバンク(現セブン銀行)とのオンライン提携稼働
 平成 16年 7月 26日/米山支店ATM増設
 平成 16年 11月 3日/デイリーポート新鮮館佐沼店出張所ATMオープン
 平成 17年 5月 6日/他行カード振込業務開始
 平成 17年 7月 11日/栗原市栗駒総合支所出張所ATMオープン
 平成 18年 1月 4日/統合ATM(CDネット提携)の相互入金業務開始
 平成 18年 9月 5日/地区を栗原市、登米市、気仙沼市及び本吉郡本吉町に変更
 平成 19年 5月 8日/第5次オンライン稼働
 平成 20年 8月 21日/マックスバリュ築館店出張所ATM廃止
 平成 23年 3月 11日/気仙沼支店廃止中田支店に統合
 平成 24年 4月 24日/迫支店ATM増設
 平成 24年 7月 31日/事業地域を栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町に変更
 平成 24年 11月 5日/経営革新等支援機関として認定
 平成 25年 2月 18日/電子債権記録業に係る業務開始
 平成 27年 5月 7日/第6次オンライン稼働
 平成 28年 1月 1日/ATM稼働時間を拡大
 平成 28年 1月 15日/栗原市栗駒総合支所出張所ATM廃止
 平成 28年 4月 14日/中田支店ATM増設
 平成 29年 10月 2日/迫支店店舗新築オープン(登米市迫町佐沼字小金丁1番地の1)
 平成 30年 10月 9日/内国為替24時間365日対応開始
 令和元年 11月 15日/米山支店廃止迫支店に統合、迫支店米山出張所(店外ATM)オープン

topics

仙北信用組合栗駒支店 店舗移転オープン

当組合栗駒支店は令和2年7月13日(月)移転オープンし、当日は多くのお客さまにご来店いただきました。

新店舗のコンセプトとしましては、①安心・信頼、そして利便性の高い店舗、②ゆったりとした駐車スペースの確保、③オフィス面積の確保などを掲げ、多様化するお客さまのニーズに合わせた機能を兼ね備えたものとなっております。当組合が目指す「地域企業・地域住民の総合的な支援」(ライフステージに則した総合支援)を積極的に展開し、より良い金融サービスの提供に努めてまいります。



テープカット



オープン日の店内の様子



営業店舗およびATM所在地

■ 本部・本店 (ATM設置台数…1台)



〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
本部 TEL 0228-32-3014(代) FAX 0228-32-5075
本店 TEL 0228-32-2586(代) FAX 0228-32-5150

■ 栗駒支店 (ATM設置台数…1台)



〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎下小路46番地
TEL 0228-45-1517(代) FAX 0228-45-5357

令和2年7月13日(月)に
移転オープンしました。

■ 築館支店 (ATM設置台数…1台)



〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師四丁目6番35号
TEL 0228-22-2376(代) FAX 0228-23-6887

■ 中田支店 (ATM設置台数…2台)



〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目8番地の11
TEL 0220-35-2100(代) FAX 0220-34-7234

■ 迫支店 (ATM設置台数…2台)



〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1番地の1
TEL 0220-22-3095(代) FAX 0220-22-8390

■ 店外ATM

- 栗原市立栗原中央病院出張所(設置台数…1台) 〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1
- デイリーポート新鮮館佐沼店出張所(設置台数…1台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大網上17番地
- 迫支店米山出張所 (設置台数…1台) 〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25番地



コミュニティバンクせんぼくの現況 2020 ディスクロージャー

発行者 仙北信用組合 理事長 秋山 保茂
宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL 0228-32-3014 FAX 0228-32-5075
<http://www.senboku.shinkumi.jp> e-mail: senboku@pluto.plala.or.jp
問合せ先 本部業務課
発行日 令和2年7月30日